

千葉県いじめ問題対策連絡協議会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催時刻 20 分前までに、会議受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴を希望する方が定員を超える場合、その他会長が必要と認める場合は、くじにより決定します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会情において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為はしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、会長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わなかったときは、退場していただくことがあります。